

58 「在宅介護者支援の取り組み」

いなべ市在宅介護者家族の会「だいふくの会」 池田秀夫

1 「だいふくの会」の歴史と経緯

いなべ市在宅介護者家族の会「だいふくの会」は、平成19年11月18日に設立総会で承認され、正式に「だいふくの会」が発足した。

名前の由来は、いなべ市4町の一字を取り、会員一人ひとりが、同じ目線で同じ目的・立場で活動が出来るように命名した。

ちなみに、だいな町「だ」・いなべ町「い」・ふじわら町「ふ」・ほくせい町の「ほく」をもって「だいふくの会」とし、そして会員の皆様に今後大きな福が訪れる事を願って名付けた。

最初のスタートは各町の代表（4人）が設立準備会を立ち上げ、1ヶ月1回の会合を7ヶ月持ち、設立に至った。

三重県下でも初めてとされる、行政と協働し、行政と市民とのパイプ役として活動している「だいふくの会」であるが、当初4人でスタートした会も平成21年4月現在、43人の会員まで増え、市民の皆様に理解して頂けるまでになった。

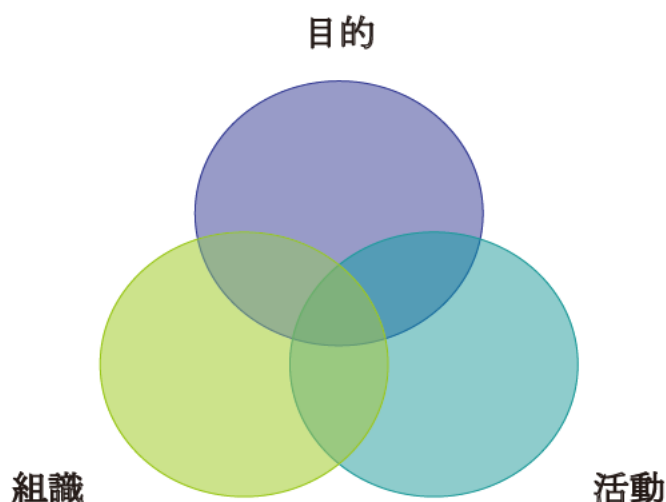
今後の活動は日頃、在宅で介護をしている家族の会員が、ストレスを溜めない為にも、「だいふくの会」が開催する交流会やいなべ市地域包括支援センターの事業に参加してもらい、意見交換の出来る「お喋り会」を充実させて行きたいと考えている。

将来、いなべ市が「福祉の町」と言われるためにも、「だいふくの会」は、積極的に基礎作りに参加しており、昨年、年末の「赤い羽根助け合い街頭募金」にも会員が自主的に参加した。



2 在宅介護者家族の会の目的、組織、活動

在宅介護の福祉は、3つの輪により構成されて、家族が孤立したり、介護される側への虐待・暴力や介護疲れによる悲しい事件を起こさないために会員への励ましの三要素でも有る。



(1) 『一つ目の輪』(目的)

- ①在宅で高齢者等を介護している家族介護者が自主的に、より身近なところでつどい、家族介護者同士の交流を通じた情報交換及び心身のリフレッシュを図り、互いに支え合う活動を通じて在宅介護を継続する。
- ②会員の交流を通して家族介護者の近況を把握し、在宅介護・老々介護の現実（ストレス・心の傷など）を多くの市民に知って貰い、現実社会を理解して頂き、会員と行政（地域包括支援センター）のパイプ役となり、目的達成の活動を行う。
- ③同じ目線に立ち、「100 人居たら 100 通りの介護が有る」を教訓に会員の個性を尊重して、日頃の思いや苦しみを分かち合い、同じ土俵で心身のリフレッシュを図る。

(2) 『二つ目の輪』(組織の運営)

- ①会員が交流会に安全・安心して参加出来る組織作りをする事が大切である。
- ②組織としての会則を作成して、会則に添った運営を図っていく。
- ③在宅介護者家族の会が繁栄・向上して行くために、研修会や啓蒙活動を開催する。
- ④在宅介護者家族の会が孤立したり挫折しないために市の広報・情報誌を利用して市民に活動状況を提供する。
- ⑤組織を盛り上げるために、多くの市民に家族の会を知ってもらう手段としてメディア（新聞・テレビ）を活用する。
- ⑥地域包括支援センター・関係機関との連携、連絡を密にした組織作りをする。

(3) 『三つ目の輪』(活動・方策)

- ①会員に明確な年間活動方針を伝える。
- ②拠点となる、居場所を作り、会員が気楽に親睦や交流が出来やすくする。
- ③会員が目的に合った活動が出来るように「わたしたちの信条」を掲げ行動する。
- ④会員と話し合い、介護は一人では引き受けないで家族の協力を取り入れて行き、適度な手抜きが出来る方法を研究して行く。

- ⑤会員が交流会に出て来やすくするために、役員は常に会員と話し合い、お喋りが気軽に出来る雰囲気作りをして次回の作戦を企画する。
- ⑥思い出が残る、インパクトの強い一日研修旅行を計画して実行・実現させる。

3 安全・安心の介護する 10か条 (だいふくの会 作成)

(1) 介護をする家族の方

- ①健康維持をして決して無理の無い手抜き介護をする。
- ②支援・協力・対話には積極的に参加する。
- ③介護の方法に疑問が出たら、相談する。
- ④介護の辛さを持たない。
- ⑤介護は自分だけでは無い事を悟る。
- ⑥気分転換を常に心掛ける。
- ⑦趣味を見つけて、自分の生き甲斐を持つ。
- ⑧地域包括支援センター・家族の会等と連絡を取る。
- ⑨健康維持の為に健康管理を行う。
- ⑩他人の意見を参考にして自分の考えに固執しない。

(2) 介護される家族の方への理解

- ①時間が止まって居る状態を理解して上げる。
- ②過去の実績・名誉を尊重して上げる。
- ③誰よりも本人が一番苦しい事を知って上げる。
- ④病気と云う事を理解して上げる。

わたしたちの信条

わたしたちは、「家族の愛情・優しさ・思いやり」を応援する「だいふくの会」です。

わたしたちは、次のことを胸に活動に参加し、日々の生活を送ります。

- 1 介護は自分自身のため。「明日は我が身」の精神で積極的に取り組みます。
- 2 まずは自分の健康維持。無理な介護はいたしません。
- 3 支えていただくみなさんに、感謝の心を忘れません。
- 4 プラス指向で行動し、出会い、ふれ合い、支えあいを大切にします。
- 5 世の中の真実と現実をしっかりと受け止めて、何事にも自分の信念をもって取り組みます。
- 6 自分の時間をつくり、自分のストレス発散法を実践します。
- 7 奉仕を苦とせず、地域や知人との交流を大切にします。

「だいふくの会」信条

(参考)

いなべ市在宅介護者家族の会 だいふくの会 会則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、いなべ市在宅介護者家族の会 だいふくの会（以下、「本会」という。）と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 在宅で高齢者等を介護している家族介護者等がつどい、家族介護者同士の交流を通じた情報交換及び心身のリフレッシュを図り、互いに支え合う活動を通じて、在宅介護を継続することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 2 家族介護者同士がつどい交流する事業
- 3 家族介護に関する相談業務及び調査研究
- 4 家族介護に関する啓発活動
- 5 家族介護支援の充実、増進に関する施策への協力
- 6 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員（以下、「本会員」という。）は、いなべ市内に住所を有する、在宅で高齢者等を介護している家族介護者及び家族介護経験者とする。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 書記 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において本会員の互選により選出する。原則として、役員相互の兼務はできないものとする。

2 会長、副会長、書記、会計は、各地区から代表1名をもってこれにあたる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、副会長がその職務を遂行する。
- (3) 書記は、会長の命を受け、会議録その他本会の運営上必要な記録を作成し適正に管理する。
- (4) 会計は、会長の命を受け、本会の予算を適正に執行、管理する
- (5) 会長、副会長、書記、会計で役員会を組織し、会務を執行する。
- (6) 監事は本会の会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2ケ年とし再任を妨げない。役員に欠員が生じたときには速やかにその補充を行うものとし、補充されたものの任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第9条 本会は次の運営組織をもつ。

1 総会

- (1) 総会は、会長が招集し議長となる。
- (2) 総会は本会員をもって組織し、本会の重要事項を審議する。

- (3) 総会は年1回開催する。会長が必要と認めるときまたは、本会員の2分の1以上の書面による請求をもって、臨時総会を開くことができる。
- (4) 総会は、本会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (5) 総会の議決は出席会員の2分の1以上の賛成をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (6) 会則の変更については、出席した会員の3分の2以上の賛成による承認がなければこれを変更することができない。

2 役員会

役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成し、本会の運営の責を負う。

3 支部会

支部会は同じ地区内に居住する本会員をもって組織し、互選により代表者1名以上を置き、各地区での活動を通して本会の発展に寄与する。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費、負担金、寄付金、補助金その他の収入とする。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会費)

第11条 本会の会費は次のとおりとする。

2 年会費 3,000円

(会費の納入)

第12条 本会員は、その年度の会費を年度当初（4月1日）までに納入しなければならない。ただし、会長が認める場合はこの限りでない。

(予算)

第13条 会計年度の予算案は、役員会がその年度の総会に提案し、承認を得るものとする。

(決算)

第14条 会計年度の決算は、役員会が次年度の総会で報告し、承認を得るものとする。

(監査)

第15条 監事は、会計年度末に会計検査を行い、次年度の総会の承認を得るものとする。

(細則)

第16条 本規則を施行するために必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

附則

この会則は、平成19年11月18日より施行する。

